

## 平成31年度 1日人間ドック・脳ドック 実施要項

- ① 目的 1日人間ドックについては身体の総合的機能検査により、生活習慣病等の早期発見と健康管理についての全般的指導を行い、脳ドックについては機能検査により、脳疾病の早期発見・予防を行うことで健康増進と保持を図る。
- ② 対象者 平成31年4月1日現在 33歳以上の組合員（退職者は除きます）
- ③ 受診期間 **平成31年5月1日～平成31年12月31日**
- ④ 申込方法 **「1日人間ドック・脳ドック 申込一覧表（提出用）」に必要事項を記入し当支部へ提出する。**  
※注意点①：受診希望者には、受診券を配布します。（受診の際、医療機関に必ず提出。）  
※注意点②：受診予約は、組合員各自で行ってください。  
募集通知後から予約可能ですが、医療機関ごとに予約開始日や予約可能期間（受診日の何日前まで等）が異なりますので、ご注意ください。
- ⑤ 申込提出期限 **平成 31 年 3 月 27 日（水） 必着**
- ⑥ 指定医療機関 別表1「1日人間ドック・脳ドック 指定医療機関一覧表」のとおり
- ⑦ 補助額  
○1日人間ドック及び脳ドック → 14,000円  
○定期健診補助（事業主健診受託事業） → 3,000円  
※1 該当する所属の組合員が1日人間ドックを受診する場合（脳ドックは対象外）、1日人間ドックの補助額が「14,000円」から「17,000円」になります。  
※2 健診結果を事業主へ報告いたしますので、個人情報を提供されることに同意したものとします。  
※3 人間ドックを受診する場合、定期健診を重複して受診することはできません。  
○婦人科検診（女性組合員） → 5,500円（検査料金の範囲内とする）  
○前立腺がん検診 → 2,500円（検査料金の範囲内とする）  
※前立腺がん検診は、平成31年4月1日現在50歳以上の男性組合員が補助の対象です。
- ⑧ 特定健康診査及び特定健康指導  
「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を行っています。その結果、健康の保持増進に努める必要がある者に対して保健指導を実施しています。
- 【特定健康診査】  
対象者 40歳から74歳までの組合員  
受診方法 組合員の方は人間（脳）ドック及び定期健康診断を受けることにより受診したとみなされます。
- 【検査項目】 身長、体重、BMI、腹囲、血圧測定、血液検査、検尿等
- 【特定保健指導】  
対象者 特定健康診査の結果により特定保健指導の対象となった方は、以下の方法で保健指導を受けて下さい。  
受診方法 ○特定保健指導を実施している医療機関（ドック当日保健指導）  
○訪問型の特定保健指導（指定契約機関：（株）ベネフィットワン・ヘルスケア）  
（ご希望の場所や時間に保健師等専門員が訪問し保健指導を実施します。）
- ※人間（脳）ドック当日に医療機関にて当日保健指導を受けられなかった方、定期健診を受診された方へは、後日訪問型保健指導のご案内をいたします。

- ⑨ 結果について ドック等の受診を組合員の生活習慣の改善、疾病予防の支援につなげることで、医療費の適正化を図ることを目的に、健診医療機関より健診結果の報告を受け、個人情報の取扱いに配慮した上で、健診結果のデータ管理を行い、特定保健指導、データヘルス計画及びその他保健事業に使用します。  
受診申込者は、このことについて了解の上で受診したものとします。
- ⑩ サービスの取り扱い 管轄する教育委員会の規程による。
- ⑪ 留意事項
- 脳ドックは、定期健康診断の項目を満たしていませんのでご注意ください。
  - **ドック受診の際に、医療機関に受診券の提出がない場合、補助が受けられなくなりますので、紛失しないように大切に保管してください。**
  - 夏季休業期間及び12月に予約が集中し、受診希望日に予約が取れない可能性もありますので、**早めの予約をお願いします。**
  - **婦人科検診を希望する女性組合員は、ドック受診日に受診して下さい。**
  - **胃カメラを希望する場合は、別途追加費用が生じる場合があります。(1日人間ドック)**
  - ドック受診時に特定健康診査項目を実施しない場合は補助の対象外となることがあります。(補助対象外の場合は全額自己負担となります)
  - 上記期間外に受診した場合は、全額自己負担となります。
  - 公務(出張や学校行事等)、やむを得ない事情等により**1日人間ドック・脳ドックを取り消す場合**、または、**受診券を紛失等により再発行を希望する場合は**、「1日人間ドック・脳ドック 再発行(取消)届書」を受診日の**2週間前までに当支部へ提出**して下さい。  
※連絡なしのキャンセルは、医療機関に対して大変迷惑を掛けますので、やむを得ず取り消す場合は、なるべく早めに連絡してください。(医療機関より強い要望があります。)
  - ※受診医療機関の変更及び受診日の変更については、報告の必要はありません。(医療機関の変更により、婦人科検診受診券の対象となり、婦人科検診受診券の送付を希望する場合は、下記担当者まで連絡をお願いします。)
  - 「退職者」、「フルタイム再任用を更新しない方(短時間勤務に変更される方を含む)」、「他共済に転出される方」は対象外となります。
  - 「1日人間ドック・脳ドック 申込一覧表(提出用)」において、「健診区分」・「医療機関コード」を未記入で提出した場合は、「**受診しない**」とみなします。

お問い合わせ先 公立学校共済組合沖縄支部 総務・厚生班 担当者 中山、宮城(勇)  
〒900-8571 那覇市泉崎1-2-2  
TEL:098-866-2720 / 862-5239 FAX:098-862-5868